

令和3年度原子力損害賠償・廃炉等支援機構の
役職員の放射線管理に係る補助業務仕様書

1. 件名

令和3年度原子力損害賠償・廃炉等支援機構の役職員の放射線管理に係る補助業務契約

2. 契約期間

契約締結日～令和4年3月31日

3. 内容

原子力損害賠償・廃炉等支援機構に所属する役員及び職員（以下「役職員」という。）の放射線管理に係る補助業務

(1) 基本業務 1式

当機構の放射線管理補助全般諮問業務
重汚染エリア立入りの同行等（事前調査・記録作成含む）
職員のWBC/健康診断の期限管理等

(2) 従事者登録・線量管理等

登録申請書代書 1回/年・人
厚労省長期健康管理 1回/月・人
評価集約シート・線量評価報告 1回/月
有効期限予告票・継続申請書 1回/検診月・人

(3) 個人線量測定

クイクセルバッジ（ ・ 線用）（評価含む） 1回/月・人
リングバッジ（評価含む） 1回/月・人
放射線管理手帳記帳 1回/月・冊

(4) 計画書関連

放射線管理計画書兼作業件名登録依頼書 発生の都度

(5) 教育関連

入所時教育 発生の都度
放射線防護(C)教育 3年に1回

(6) その他

電離健診実施報告書作成代行 2回/年

4. 管理対象予定人数

約27名

5. 消耗品などの負担区分

本業務において、現場の放射線管理に必要なサーベイメータ、スミアろ紙、ダストろ紙等は応札者の負担とし、その他の消耗品に関しては機構が負担する。測定器については、応札者又は東京電力ホールディングス（株）からの貸与機器を使用する。

6 . 報告

毎月の請求明細書を提出し、金額と当月の作業内容について記載するものとする。

7 . 情報管理

取得したデータや個人情報は法令に従い管理する。

8 . 請求方法

請求期間は1か月単位とし、毎月末日を締日とする。支払は当機構から振込で行うので、請求書は当機構廃炉総括グループへ翌月10日までに送付すること。送付先は9 . のとおりとする。

9 . 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の所在地及び請求書送付先

所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階

送付先：原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉総括グループ

10 . その他

本仕様書に記載されていない事項、又は疑義が生じた場合は、協議の上これを定めるものとする。